



ゴミ資源回収を主とした視察記

特集

- 個別指導
年二回各団体訪問指導
- 清掃思想普及の行事
一日清掃局長

・資源回収実践者のつどい

市の人口、六四万、世帯数二万一千。
町会数八十五町、ゴミ収集車八台

○ゴミの収集回数

燃えるゴミ 週二回 リサイクル査問
も之はゴミ 一回

粗大ゴミ

年二回 春・秋

○ゴミ入れ容器

市条例により、ボリューム(バケツ)に限る。
ボリ袋は大猫に裂かれるのでダメ。

容器は市で斡旋

○ゴミ資源回収の実施団体

子ども会	三〇〇	婦人会	一一
町内会	六四	老人会	一八
青年会	一		

計三八五団体だが、七月現在増加して四六団体にはなった。

○回収量(五ニ年度)

回 数	古 紙 類	占新聞		1,880 t
		古雑誌	ダンボール	701 t
	計			448 t
				3,029 t
	古せん維類	121 t		
	金属類	785 t		
	販売店で引き取るもの (内本数)	783 t		
	(内本数)	(1,137,722)		
	雅びん(七)	206		
	(内本数)	(343,417)		
	計(七)	989 t		
	(内本数)	(1,481,139)		
	計	4,924 t		
	収益金(万円)	2,421万円		

○市から団体への助成(施策)

1. 用品提供

ビニールテープ、カッター、三ヶ

資源回収のおしらせ(手ラシ)

集団資源回収の手引(パンフレット)

回収びん一覧表(色付空貯入)

集積所表示幕

降雨時のシート(一団体二枚)

実績整理簿

事務費として、一団体年額二、四〇四
(但し、回収実績報告団体)

2. 不法投棄監視制度

不法投棄絶滅工期し、清掃二〇番を設けて

六〇万市民モニターによる監視体制をつくって

いる。

開発指導要綱にもとづく収穫所設置の指導
新住宅市街開発事業者及び開発行為を行つ者
に対し、昭和四七年十二月から、事前協議制ととり
指導している。目的に、うと建設計画の中へ
収穫所設置と義務づけ、実地調査より
設付を確認の上、許可をとれる。從つて
あとでトラブルがおこらないことになる。

8. 市がら回収業界への助成
粗大ゴミの中から有価物の回収と有価物の
集団回収を行つている。仙台市公害防止再生資
源処理組合に対し、事業の欠損補てんの一部
として年間二〇万円の助成を行ひ、
養豚同業組合に対し、養豚飼料としてちゅう介
石収集し、再利用とゴミの減量とはかうして
事業に対し年間六〇万円の助成を行つてある。

6. 副読本「みどりしたちの作成」

児童の段階からゴミ問題に 관심を認識をうえ
つけたため、昭和五十年度から小学校三年生の
社会科副読本「みどりしたち」を作成し

7. 「みどり戦争バスの運行

ゴミの減量と再資源化実践活動への参加
を求めるため、町内会を対象に清掃施設と
見学するゴミ戦争バスを運行している。

な、未登録の子ども会、三五一団体を調査の結果
62%が資源回収を実施していることがわかった。

(七) (六) (五) (四) (三) (二)
" 年間売却収入 約六三、〇〇万円
" 同の所要時間数 四時間以内 87%
" 平均年間回収量 十二八七

○